

日本DPO協会第8回オンライン例会
「改正個人情報保護法エッセンス解読
（各論解説第1回）」
2021年11月11日（木）15:30～17:00

一般社団法人日本DPO協会代表理事

堀部 政男

（一橋大学名誉教授・元個人情報保護委員会委員長）

講 師

- 「改正個人情報保護法エッセンス解説(第1回)」
2021年10月14日(木)15:30~17:00
講師:個人情報保護委員会事務局企画官 恩賀 一 様
- 各論解説第1回:「データの利活用(仮名加工情報の活用、個人関連情報の取扱い、提供元の記録義務)」
- 2021年11月11日(木)15:30~17:00
- 講師:個人情報保護委員会事務局 企画官 恩賀 一 様
- 参事官補佐 関口 朋宏 様
- 参事官補佐 松本 亮孝 様
- 参事官補佐 今 拓久真 様
-

法の不知は許されない

法の不知は抗弁とならない

- Ignorance of Law is no Excuse.
- 社会規範—社会生活において守らなければならないルール
- ⇒礼儀、道徳、宗教、慣習、法
- 法—原則として国家による強制
- 誰もが法を知っていることになっている
- **刑法第38条第3項**
- 「3 法律を知らなかったとしても、そのことによって、罪を犯す意思がなかったとすることはできない。ただし、情状により、その刑を減軽することができる。」
- 「法の不知は許されない」の法は主として刑罰を伴う法
- 自然犯・刑事犯：反社会的・反道徳的—「人を殺すなかれ」、「人を傷つけるなかれ」、「人のものを盗むなかれ」
- 法定犯・行政犯：行政上の目的で定められた法規に違反する犯罪—例、車の左側通行：**道路交通法**第17条第4項「車両は、**道路**の中央から左の部分を通行しなければならない」

法を知る時：東京の官報販売所で 閲覧・購入ができた時

- 「官報」
- 法を知ることになるのは、施行された時又は公布即施行の場合公布の時である。
- 公布の時とは、東京の官報販売所にて閲覧・購入できるようになった時を指す、という最高裁判決がある（**最高裁昭和33年10月15日大法院判決、刑集12巻14号3313頁**）。
昭和29年の「覚醒剤取締法の一部を改正する法律」が、同年6月12日に公布され、即日施行となった。その日の午前9時ごろ、広島市内でその改正法によってより重い罪となることになった行為をした人の裁判で、弁護人は、公布とは国民がその法律の内容を知りうる状態に置かれた時にあったというべきであり、当該法律の公布を記載した官報が広島市で一般に購入できたのは翌13日であるので、犯行時にはこの法律はまだ施行されている状態にはなかったとして、より軽い従前の刑罰が適用されるべきであると主張した。最高裁判所は、国民が官報を最初に閲覧・購入できる状態になった時に公布があったといえるとする判断を示して、本件の場合、それを東京の官報販売所において閲覧・購入ができた時刻である12日の午前8時30分とした。

個人情報保護法の罰則（PPCホームページから）

表1 改正前後の法定刑の比較

		懲役刑		罰金刑	
		改正前	改正後	改正前	改正後
個人情報保護委員会からの命令への違反	行為者	6月以下	1年以下	30万円以下	100万円以下
	法人等	-	-	30万円以下	1億円以下
個人情報データベース等の不正提供等	行為者	1年以下	1年以下	50万円以下	50万円以下
	法人等	-	-	50万円以下	1億円以下
個人情報保護委員会への虚偽報告等	行為者	-	-	30万円以下	50万円以下
	法人等	-	-	30万円以下	50万円以下

- 令和2(2020)年改正法の施行期日は令和4(2022)年4月1日
- 法定刑の引上げ(第83条から第87条)については、令和2(2020)年12月12日から施行